

上ヲ巡リ、何家ニテモ需ニ應ズルヲ、諸賈亦准之テ振賣ト云ニ同ジ。又京坂フリアンマハ夜陰ノミ巡リ、江戸ハ晝夜モ巡ル、又江戸ニハ笛ヲ用ヒズ、詞ニアシマハリノ療治ト呼巡モアリ、小兒ノ按摩ハ、或ハ上下揉テ二十四文ナンド呼ブモアリ、江戸ハ普通上下揉四十八文也。又店ヲ開キテ客ヲ待チ、市街ヲ巡ラズ、足力ト號テ、手足ヲ以テ揉者ハ、上下揉百文也。京坂ニハ此足力按摩無之、又京坂從來普通上下揉者ハ價ヲ半ニス、因云、盲人ハ鍼治ヲ兼ル、足力等ハ灸治ヲ兼ル、又別ニ三都トモ灸スエ所ト云者アリ、大略百灸以上千灸以上ヲ一庸トス、錢廿四文許也。

〔嬉遊笑覽音曲六上〕按摩とり、笛をふく事、太平樂府に、河東夜行、按摩痘癬吹笛去、溫鈍蕎麪焚火行是明和六、(之の撰なり、この頃めづらに)江戸は、其後天明七年狂詩諺解に、按摩の笛を吹は、近ごろの事なりといへり。

〔枕葦日涉〕醫方之設、蓋起于地神氏之前略中、在此方風科、仍大方脈之所兼、祝由是巫覡之爲已、別有按摩略○註、灸師略○註及草家略中、即今過路按摩、或搖鈴或吹笛之類、類書纂要有虎擣、報若知、即鈴醫之所持也。

〔伊呂波字類抄未人專禁マシナフ〕(同志疊字)咒術咒師

〔倭訓栄前編二十九末〕まじなふ。日本紀に厭をよめり、壓と同じ、おす也。又禁厭をまじとも、まじないやむるともよみたり、日本紀に呪禁師見えたり、韓退之詩に、詛師毒口牙といへり、蒼頽篇に、伏合人心曰厭と見えたり、厭勝も禁術も同じ、素問に、移精變氣論あり。

○按ズルニ、康熙字典ニ、厭ハ於琰切、別ニ厯ニ作ルトアリ。

〔古史傳十八〕禁厭法ハ、略○註古本に、麻自那比能々理と訓るに從ふべし、今本に禁厭をマシナヒヤ注に譲也とあり、平春海云、小右記に麻志奈比とあり、前漢書高帝紀に、東遊以厭之、麻自奈比の麻自は、御門祭祀詞に麻自許利、大祓詞に蠱物マジモノなどある麻自と同言にて、那比は、ト那比ウラナヒ、商那比アキナヒなどの那比と同じ辭なり、麻自を